

平成12年12月18日

中長期的視点から見た消費税のあり方について

- 平成12年度諮問に対する答申 -

日本税理士会連合会
税制審議会

税制審議会委員名簿

本答申の審議に参加した特別委員及び専門委員は次のとおりである。

〔 特 別 委 員 〕

(会長代理)新井 隆 一

海老原 正 (平成12年5月9日就任)

岡部 直明 (平成12年5月9日就任)

角田 博

(会 長)金子 宏

狩野 七郎

品川 芳宣

杉山 学

角 晨一郎

田近 栄治

玉置 和宏

坪田 秀治 (平成12年4月20日就任)

中里 実

原川 耕治

松田 英三

水野 忠恒

柳島 佑吉

山田 二郎

〔 専 門 委 員 〕

(専門委員長)岩下 忠吾

(同副委員長)小池 正明

久保井 一臣

杉田 宗久

多田 雄司

宮口 定雄

目 次

まえがき.....	1
1 税制における消費税の位置付け.....	1
2 消費税の税率のあり方.....	2
3 仕入税額控除の要件.....	3
4 消費税の制度上の問題点.....	4
5 社会福祉財源と消費税の福祉目的税化.....	7
6 地方財源としての地方消費税.....	7
7 事業者における価格表示のあり方.....	8
おわりに.....	9

まえがき

当審議会は、平成 12 年 4 月 20 日付日連 12 第 113 号「中長期的視点からみた消費税のあり方について」の諮問に関し、総会 7 回、専門委員会 8 回を開催して、多面的に検討を行った。

本答申は、中長期的視点からみた消費税のあり方について、「税制における消費税の位置付け」、「消費税の税率のあり方」、「仕入税額控除の要件」、「消費税の制度上の問題点」、「社会福祉財源と消費税の福祉目的税化」、「地方財源としての地方消費税」及び「事業者における価格表示のあり方」の 7 項目に区分し、諮問の趣旨に沿ってとりまとめたものである。

1 税制における消費税の位置付け

わが国に消費税が導入されたのは昭和 63 年で、実施されたのは平成元年からであるが、その背景として、所得水準が平準化し、税負担における垂直的公平よりも水平的公平が重視されるようになったこと、本格的な少子・高齢社会を迎え、勤労世代に負担が偏らない税体系を構築し、社会保障費用を賄うための安定的な歳入構造が求められること、さらに、消費税導入以前の個別間接税にさまざまな問題が生じていたことが指摘されていた。

このような観点から、いわゆる直間比率の是正を目的として消費税が導入されたわけであるが、当時の所得課税の累進度合は依然として高く、その後、平成 11 年度の税制改正において所得税と個人住民税を合わせた最高税率がようやく 50%まで引き下げられたところである。

この間、当審議会は、個人所得課税の最高税率を 50%にするとともに、「税制全体としては、戦後一貫して維持されてきた直接税中心のフレームワークを改め、相対的に消費課税に移行して間接税の充実を図るべきものとする」と述べてきた（平成 6 年度諮問に対する答申）と述べたところである。現在までの税制改正の動向は、おおむねこの答申に沿ったものであると評価することができる。

今後の税制を考えるに当たっては、社会構造や人口構成等の変化を考慮しなければならないことはいうまでもないが、税の持つ基本的な機能をより重視する必要があると考えられる。

個人所得課税と消費課税はいずれも応能負担の考え方に基づくものであり、個人所得課税は個人に帰属する所得に対して累進税率により課税することにより垂直的公平に資するものである。これに対し、消費課税は、財・サービスを消費するという経済力の行使に担税力を求めるものであり、所得課税と異なり水平的公平に資するものである。

消費課税に関しては、その負担が増大すると所得に対する逆進性が強まるという問題が指摘されている。わが国の消費税は単一税率を採用しているため、所得階層別に消費性向をみれば、低所得者層ほど負担が重くなる傾向がある。

しかし、税制の仕組みが所得に対して逆進的であっても、低所得者層に対する社会保障等の施策が充実していれば、相対的にこの問題は解決されると考えられる。したがって、今後の消費課税をどのように構築すべきであるかを検討する際には、財政支出との関係に十分な配慮が必要となる。

この場合、問題となるのは国民の財政に対する信頼度である。多くの国民にとっては、極端に悪化した現在の財政事情からみて、将来の社会保障制度に対する期待感は薄く、むしろ不安が増大していると推測される。このような状況からみると、財政支出の見直しを行いつつ少子・

高齢社会に必要な安定的な歳入を得るための税制という消費税の位置付けは、必ずしも国民のコンセンサスを得ているとは言い難い面がある。したがって、消費課税については、現行制度の問題点を見直すべきであることはいうまでもないが、税率の引上げ等によって税収の増加を図ることにはある程度の限界があると考えられる。

消費税と所得課税はいずれも基幹的な税として位置付けることができるが、それぞれ異なる機能・性質を有しており、税制の構築上はそれぞれの税を的確に組み合わせることが重要である。

2 消費税の税率のあり方

(1) 税率水準

わが国の消費税率は、平成9年4月から実施された地方消費税を含め5%である。消費税（付加価値税）の税率水準を国際的にみると、OECD加盟国（アメリカを除く28カ国）では、わが国の5%からスウェーデン、デンマーク及びハンガリーの25%までとなっており、10%未満の税率（標準税率）を採用しているのは、わが国のほかカナダ（7%）とスイス（7.5%）のみである。

また、国民所得に対する消費課税の負担割合をみると、わが国は6.9%となっており、消費税（付加価値税）を実施していないアメリカ（6.1%）とほぼ同水準であるが、ヨーロッパ諸国（フランス17.1%、イギリス16.4%、ドイツ13.8%）と比較すると、おおむね3分の1程度の水準となっている。

これにより、国際的にみて最も低い水準にあるわが国の消費税率は、相当程度引上げの余地があるのではないかと、また、少子・高齢化が急速に進展している状況下において、社会保障財源を調達するために消費税率を引き上げざるを得ないのではないかとこの見方がある。

わが国ではすでに生産年齢人口が減少傾向にあり、21世紀の前半には高齢化がピークを迎えるといわれている。このような人口構成の急激な変化の中で、社会保障等の公的サービスの費用を勤労世代にのみ求めることは、すでに限界に達していると考えられる。したがって、年金受給者である老年者層も含め、広く社会保障費用を負担するという考え方が必要であり、そのために消費税が果たす役割は相対的に高まっているとみることができる。

しかしながら、消費税率の水準は、それぞれの国の歴史的・文化的背景や社会的・経済的状況、さらに財政事情及び物価水準などのほか、他の税との組み合わせなどを考慮して議論すべき問題であり、単純な国際比較によって決めるべき事柄ではない。

また、社会保障費用の増大のみを理由として消費税率のあり方を検討することも適切ではないと考えられる。前述したとおり、わが国の国民の多くは、現在の財政事情や将来の社会保障制度に対して、必ずしも信頼を置いている状況ではなく、性急な消費税率の引上げは容認されないと推測される。

したがって、今後の消費税率のあり方については、社会保障制度を含めた財政支出全体の見直しの中で長期的な視点から検討すべきである。

(2) 税率構造

消費税の税率水準については、税率構造と密接に関わる問題である。わが国では平成元年

の消費税の実施以来単一税率を採用しているところであるが、消費税（付加価値税）を実施している 28 の OECD 加盟国のうち、デンマーク、ノルウェーなど 5 カ国を除いた 23 カ国では標準税率のほかに、食料品などに対して軽減税率を適用する複数税率制度が採用されている。このため、わが国においても所得に対する逆進性を緩和するという観点から、複数税率を導入すべきではないかとの意見がある。

しかしながら、消費税の税率構造を複数税率とすることには、さまざまな問題が生ずると予測される。まず、軽減税率の対象品目をどのように選定するかという問題があり、消費生活が多様化している今日において、標準税率と軽減税率の適用区分を合理的に設定することは極めて困難である。その選定が適切でないと税制の中立性が阻害され、消費税の導入に際して廃止された物品税などの個別間接税が有していた問題が再び生ずるおそれがある。

また、複数税率が導入された場合には、事業者の事務負担が増大することが予想される。事業者は取引ごとに税率区分を判定しなければならず、帳簿記載に際しても異なる税率の財・サービスごとの記帳が要求されることとなる。さらに、納付税額の計算に際しても、売上げに係る税額や仕入に係る控除税額の算定が複雑となり、適切な申告を維持できないおそれがある。

このほか、軽減税率の水準や対象範囲によっては、消費税の減収分を補うために標準税率を相当程度引き上げざるを得ないという問題もある。

このように、消費税を複数税率とする場合には解決しなければならない多くの問題があり、軽減税率の導入は、制度の簡素化を著しく阻害すると考えられる。したがって、消費税の税率構造については、今後とも単一税率を維持することが適当である。

なお、単一税率の下では、所得に対する逆進性が解消できないという問題が指摘されているが、前述のとおり、低所得者層に対する社会保障等の施策を充実させることにより、この問題を解決すべきである。

3 仕入税額控除の要件

(1) 帳簿及び請求書等保存方式とインボイス方式

消費税においては、税の累積を排除するため、仕入に係る税額を売上げに係る消費税額から控除するという前段階税額控除方式が採用され、その要件としてわが国では「帳簿及び請求書等保存方式」、ヨーロッパ諸国ではいわゆる「インボイス方式」が採用されているところである。

わが国の帳簿及び請求書等保存方式は、「課税仕入れの相手方の氏名又は名称」、「課税仕入れを行った年月日」、「課税仕入れに係る資産又は役務の内容」及び「課税仕入れに係る対価の額」を記載した帳簿を保存するとともに、これらと同じ事項に加え、「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」を記載した請求書等を保存することを仕入税額控除の要件とするものである。

この方式は、わが国の事業者の記帳慣行と合致するものであり、多くの事業者間取引で行われている請求書等の交付という取引実態に即したものと見える。しかしながら、この方式では、免税事業者や個人からの仕入れについても税額控除が認められるという問題があり、

制度の信頼性の観点から適切ではないという指摘がある。

一方、ヨーロッパ諸国において採用されているインボイス方式は、課税事業者が発行した税額を記載した請求書等の保存を仕入税額控除の要件とするものである。この方式では、免税事業者や個人からの仕入れについては、税額控除が認められないこととなる。

(2) 仕入税額控除のあり方

消費税の仕入税額控除の適用要件について、帳簿及び請求書等保存方式とインボイス方式を比較すると、一般的にインボイス方式のほうが適切であるといわれる。しかしながら、わが国にインボイス方式が導入された場合には、取引の中間段階に介在する免税事業者が取引から排除されるという懸念が生ずるとともに、免税事業者からの仕入れに係る税額は控除できないことから、税の累積が生じ、結果的に流通価格が上昇するおそれがある。

また、消費税の申告に際し、帳簿に記載された内容に基づいて納付税額を計算する方法は、消費税の創設以来認められてきた制度であり、すでに事業者間において定着しているところである。仮にインボイス方式が導入されたとしても、事業者が行う消費税額の計算は、帳簿記録に基づいて行うものと推測される。

このような事業者の記帳慣行や申告実務の実態からみると、単一税率を維持する限り仕入税額控除の要件としてインボイス方式を採用する必要性は薄く、また免税事業者が取引から排除され、結果的に流通価格が上昇するという問題を勘案すれば、インボイス方式は適切な制度であるとは言い難い面がある。したがって、今後とも帳簿及び請求書等の保存を要件として仕入税額控除を認める現行方式を維持することが適当である。この場合、免税事業者からの仕入れについて税額控除が可能になるという弊害は、後述のとおり事業者免税点を引き下げることによって相当程度解消できると考えられる。

なお、現行の帳簿及び請求書等保存方式は、帳簿の記載事項と請求書等の記載事項が重複しているため、事業者の事務負担が過重になっているという問題がある。したがって、請求書等に記載されている事項については、帳簿記載を不要とするなど制度の簡素化を図るべきである。

4 消費税の制度上の問題点

現行の消費税では中小事業者の事務負担に配慮した制度として、事業者免税点制度と簡易課税制度が措置されているところであるが、これらについては、いわゆる益税問題の起因となっているという指摘がある。また、現行制度を存置したまま仮に消費税率が引き上げられた場合には、その問題が増幅するおそれがある。

消費税の仕組みや制度からみれば、制度上はすべての事業者が同一に扱われるべきであり、納税義務者や納付税額の計算方式における特例的措置は、できる限り排除すべきである。しかしながら、事業規模が零細な事業者が相当数に上るわが国の現状からみると、これらの事業者の事務処理能力に配慮した特例的措置は、制度の公平性や透明性を著しく損なわない範囲で許容されると考えられる。

したがって、制度の公平性や透明性を担保しつつ、中小事業者の事務負担と実務の簡素化に配慮した特例的措置を維持することが必要であると考えられる。なお、事業者免税点制度と簡易課

税制度については、その選択適用のための手続に関して事業者から問題があると指摘されており、実務的な観点から見直しが必要である。

(1) 事業者免税点制度

現行の事業者免税点制度は、基準期間の課税売上高が3,000万円以下の事業者に適用されているところであるが、その割合は全事業者数の約60%に上っている。このため、現行の事業者免税点を引き下げ、比較的規模の大きな免税事業者は、課税事業者とすべきであるとの指摘がある。

現行所得税法においては、所得金額が300万円を超える場合には帳簿書類の記録保存が義務付けられており、所得金額が300万円以下の場合でも、確定申告を行う必要がある事業者は、青色決算書又は収支内訳書を作成して申告書に添付することとされている。また、法人については、すべての法人に会計帳簿等の作成が要求されているところである。

このような会計実務の実態や税務申告の状況からみると、消費税の税率が単一税率である限り、一定規模以上の事業者は消費税の計算や申告を行うための処理能力を有していると考えられる。このような事実からみれば事業者免税点について現行より相当程度引き下げることが適当である。

事業者免税点制度に関して、免税事業者が課税事業者を選択する場合の届出の期限についての問題が指摘されている。現行制度は、課税事業者を選択する場合には、その適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日までにその旨を届け出なければならないこととされているが、これは、消費税が財・サービスの移転とともに転嫁することを予定している税であるため、課税期間の開始前に事業者本人が課税事業者となるか否かを決定しておく必要があるための措置といわれている。

しかしながら、事業者においては課税売上高の多寡に関わらず消費税の転嫁が決定されているのが実情であり、また、課税事業者を選択しても取引の関係上、消費税の転嫁が困難な場合も少なくない。したがって、課税事業者の選択届出制度の趣旨は、必ずしも実態に即したもとはいえない。

免税事業者と課税事業者をめぐるこのような問題を解決し、事業者免税点の引下げによる課税事業者の増加に対処するためには、現行の課税事業者選択届出制度をよりいっそう簡素なものにする必要がある。その方策としては、例えば、その課税期間に係る届出書の提出期限をその課税期間の開始後2ヶ月以内とすることなどが考えられる。

(2) 簡易課税制度

現行の簡易課税制度は、基準期間の課税売上高が2億円以下の課税事業者に選択適用を認めているところであり、この制度は本来中小事業者の事務負担の軽減を目的としたものである。しかしながら、中小事業者が簡易課税制度を選択する実質的判断基準は、事務負担の軽減ではなく、本則計算による納税額と簡易課税制度によるみなし仕入率を適用した場合の納税額を比較していずれが有利な計算方式を基準としており、そのことが益税問題を引き起こしているという指摘がある。

また、簡易課税制度については、基準期間の課税売上高を基準として適用するため、当該課税期間の課税売上高が2億円を超え本則計算を適用すべき規模の事業者であっても簡易課

税制度が適用されるという問題がある一方、事業の縮小等により当該課税期間の課税売上高が2億円を大きく下回る場合であっても、基準期間の課税売上高が2億円を超えるため簡易課税制度を適用できないという矛盾がある。これは、簡易課税制度が選択届出書を提出した課税期間の翌課税期間から適用され、かつ、2年間継続して適用しなければならないという制度上の仕組みに問題があると考えられる。

みなし仕入率については、第1種事業（卸売業）の90%から第5種事業（サービス業等）の50%までの5区分に細分化されているところであるが、事業者においてその業種区分の判定を行うことは必ずしも容易ではない。また、複数の事業を行う事業者については、それぞれの事業に係る課税売上高に応じて加重平均的にみなし仕入率を算定するなど、実務的には極めて複雑な制度となっている。

簡易課税制度に関するこれらの問題点からみると、現行の仕組みは同制度の本来の趣旨から逸脱した点が少ないと考えられる。したがって、課税の公平性や透明性を著しく損なわない範囲でより一層の簡素化を図るべきである。その方策として、みなし仕入率については、事業者の仕入率の実態を確認しながら適正なものに見直し、複数の事業を行う事業者に対しては、主たる事業に係るみなし仕入率のみを適用する制度とすべきである。この場合、制度の簡素化は課税の公平を損なうおそれがあることから、簡易課税制度の適用上限の引下げを検討する必要がある。また、簡易課税制度の届出制度については、事業者免税点制度で述べたところと同様に、届出書の提出期限をその課税期間の開始後2ヶ月以内とすべきである。

なお、消費税について複数税率が導入された場合は適切なみなし仕入率の設定が困難となるため、簡易課税制度を維持できないという指摘があるが、前述したとおり、今後とも極力単一税率を維持すべきであるというのが当審議会の多数意見である。したがって、一定規模以下の中小事業者については、適切なみなし仕入率による簡易課税制度を存置することが適当である。

(3) 申告納付制度

消費税の申告納付は、確定申告による納付のほか、直前の課税期間の確定税額が48万円以下の事業者を除き、年1回又は年3回の中間申告による納付を行うこととされている。このような制度について、事業者が消費税相当額を納付期限まで自由に運用できるという問題が指摘され、また、運転資金に流用するため消費税の滞納が増加しているのではないかという懸念が生じている。

消費税制度に対する信頼性を高めるためには、このような問題を極力解消する必要がある。そのためには申告納付の回数を増加する方法が考えられるが、一方で、申告納付の回数の増加は、事業者の事務負担や行政コストの増加にもなることに留意する必要がある。

事業者の事務負担を考慮したうえで納付回数を増やすための具体策としては、直前の課税期間の確定税額を基に計算した月平均額を納税する方法、納付税額の確定前の予納制度の創設、現在実施されていない法人の消費税の振替納税制度の導入などが考えられる。

いずれにしても、申告納税制度における税額の確定と納付の関係から生じる延滞税等の問題について事業者の負担が過重にならないような措置を講じたうえで、事業者の納付回数を増

加させる制度の導入・普及を図るべきである。

5 社会福祉財源と消費税の福祉目的税化

消費税の用途を福祉目的に限定すべきであるという「目的税化」の議論がある。これに関して、平成 11 年度及び平成 12 年度の予算において、地方交付税を除いた国の消費税収を基礎年金、老人医療及び介護に充てることが予算総則に明記されている。これは消費税収の用途をこれらの福祉目的に限定するという点では目的税化と類似しているが、消費税法にその用途を定めていないことから制度的な意味での目的税化とは異なる。したがって、予算総則による明記は、税収の全部又は一部を特定の公的サービスに要する費用に充てる特定財源の措置と考えるべきである。

消費税の福祉目的税化とは、特定財源としてではなく、消費税法にその用途を福祉目的に限定する旨を明記し、恒久的な制度として消費税収を社会保障の財源とするものである。しかしながら、平成 12 年度予算における消費税収は 6 兆 9,000 億円であるのに対して、社会保障経費は 9 兆 1,000 億円（基礎年金 4 兆 5,000 億円、老人医療 3 兆 3,000 億円、介護 1 兆 3,000 億円）に及んでおり、消費税収より対象経費のほうが大きく上回っているのが実情である。

消費税の福祉目的税化の議論は、消費税収が対象経費を上回る場合にその意義があると考えられるが、平成 12 年度予算からみると、そのような状況ではない。また、仮に消費税を福祉目的税化した場合は、少子・高齢化の進展に伴う社会保障経費の増大を理由とした消費税率の引上げという問題が生じるおそれがあることに留意すべきである。

もともと、目的税化して税収の用途を限定するためには、公的サービスの受益と税の負担との間に直接的な関連性がなければならないと考えられるが、社会福祉サービスと消費税の負担との間に直接的な関係はなく、消費税の福祉目的税化は、財政の硬直化を招き、その統一的な運営を阻害するおそれがある。

したがって、消費税を福祉目的税化すべきではなく、その税収は一般財源とすることが適当である。

6 地方財源としての地方消費税

平成 12 年度の地方財政計画による都道府県の税収（総額 15 兆 2,355 億円）を税目別にみると、道府県民税が 4 兆 2,844 億円（税収総額の 28.1%）で最も多く、次いで事業税が 3 兆 8,827 億円（同 25.5%）、地方消費税が 2 兆 5,438 億円（同 16.7%）となっている。

地方消費税は、平成 6 年 11 月の税制改正により、それまでの消費譲与税（消費税収の 20% 相当額を地方公共団体に分配する財政措置）に代えて平成 9 年 4 月から実施されたものである。道府県民税や事業税は景気変動の影響を受けやすく、税収の変動幅が大きいのに対し、地方消費税は税収が安定的であるという特徴がある。したがって、今後においても地方分権の推進や地方の幅広い行政サービスに充てるための重要な財源と位置付けることができる。

しかしながら、現行の地方消費税の仕組みについては問題がないとはいえない。地方消費税（譲渡割）は地方税法の本則において譲渡割を課税する都道府県の知事に申告納付することとされているが、同法附則において当分の間、消費税の申告の例により、消費税の申告納付と併

せて税務署長に対して行うこととされている。このように都道府県は税務調査を含めた徴収事務をすべて税務署（国）に委託しており、都道府県が独自に行うことはない。

現行の制度は、納税義務者の事務負担を軽減するとともに、都道府県の行政コストを削減する効果を有している。しかし、地方分権の推進という観点からは、地方の自立を促進し、地域住民の意思を反映した行政を実現するために、地方公共団体は自らの努力により財源を調達することが求められる。事業者の事務負担を考慮すれば、当面は現行の仕組みを維持することが適当であるが、中長期的な視点からみると地方公共団体は他の地方税と同様に独自に徴収事務を行うよう工夫すべきである。

7 事業者における価格表示のあり方

事業者の消費者に対する財・サービスの価格表示の方法として、いわゆる「総額表示方式」（値札等において本体価格に消費税等の額を含めた支払総額を表示する方式）と「外税方式」（値札等において本体価格のみを表示し、支払時に消費税等の額を別途加算する方式）の2種類がある。

このうち総額表示方式は、消費者からみて財やサービスの購入に際して予算が立てやすく、また、他の事業者の販売価格との比較が容易に行えるというメリットがある。一方、消費税率の変更が行われた場合には、事業者において値札等の付け替えに相当の費用負担が生ずるという問題がある。

これに対して外税方式は、消費税率の変更に伴う価格表示の付け替え費用の負担がなく、また、消費者において消費税等の負担の認識が明確になるという効果があるが、総額表示方式のような消費者に対する便宜はない。

このような消費者に対する価格表示の方法について、ヨーロッパ諸国では総額表示方式が一般的であり、また、法律により義務付けられている例が多いので、わが国においても総額表示方式に統一すべきであるという意見がある。

この問題は、上記に示したとおりそれぞれの方式に一長一短があり、現行の消費税率の下では、いずれの方式によっても弊害は少ないと考えられる。したがって、当面は事業者の自主的な判断に委ねることとし、今後における消費税率等の動向や消費者の価格表示に対する認識の変化等を勘案して、長期的な視点に基づき判断すべきである。

（注）総額表示方式には次の6つの類型があるが、仮にこの方式による場合には、支払総額と消費税等の額が明確となる 又は のいずれかが望ましい。

10,500 円（本体価格 10,000 円、消費税等 500 円）

10,500 円（うち消費税等 500 円）

10,500 円（うち本体価格 10,000 円）

10,500 円（税込 10,500 円）

10,500 円（税込）

10,500 円

おわりに

わが国は、諸外国に例をみないほど急速に少子・高齢化が進展しており、社会保障費用を中心とした財政需要が増大していくと見込まれている。このような状況下において、安定的な歳入構造を構築するために、消費税は重要な地位を占めつつある。

消費税は、課税ベースの広い間接税として位置付けられおり、税の負担者はあらゆる世代に及ぶとともに、納税義務を負う事業者は極めて広範であり、その事務負担は多大なものである。

このような消費税の特徴からみると、税を負担する消費者に対してはもちろんのこと、納税義務者である事業者に対しては、公平性や透明性を著しく損なわない範囲で、できる限り簡素な税制とすべきであるというのが当審議会の基本的な考え方である。

これを踏まえ、本答申は、上記したとおり、税率については単一税率を維持すべきこと、仕入税額控除の要件については事業者の記帳慣行に配慮した方式によるべきこと、また、中小事業者に対する特例措置については、適用範囲を縮小のうえ、事業者免税点制度や簡易課税制度を存置するとともに、これらに関する届出制度を見直すことなどを提言するものである。

消費税をめぐる納税者と課税庁との間の税務紛争が増加する傾向にあるが、制度が複雑であることもその一因であると考えられる。税制に対する国民の信頼性を維持しつつ、できる限り簡素な制度とすることで、消費税制が円滑に執行されることを期待したい。